

IV 不祥事類別 研修用ワークシート

事例9 「交通事故・違反（速度超過等）」（①通常版）

<事例>

A教諭は、市内で行われる会議に出席するために自家用車を運転して自宅から会場へ向かう途中、〇〇自動車道上で、最高速度70キロのところを121キロで走行し、自動速度取締り機により速度を記録された。同日警察からの連絡により出頭し、51キロの速度超過を認め検挙された。A教諭は過去に何度か速度超過による違反を繰り返しており、今回の違反により、免許取消処分となり、後日罰金の支払いが裁判所より命じられた。また過去の違反のうち、高速道を走行中に32キロ速度超過により検挙された違反について、当時の管理職に報告していなかったことも判明した。

質問1 この事例で、A教諭のどのような点に問題があったのでしょうか。

質問2 A教諭の行為によって生じる影響は、どのようなことが考えられますか。

質問3 この事例の発生後、A教諭、学校は、どのような対応をしなければならないでしょうか。

質問4 この事例でA教諭が負うべき責任や損失は、どのようなものがあるでしょうか。

質問5 この事例を未然に防ぐため、学校や教職員は、どのようなことに取り組んでいけばよいと思いますか。

質問6 この事例を未然に防ぐため、あなたに取り組みたいことは何ですか。

メモ

IV 不祥事類別 研修用ワークシート

事例9 「交通事故・違反（速度超過等）」（②短時間版）

<事例>

A教諭は、市内で行われる会議に出席するために自家用車を運転して自宅から会場へ向かう途中、〇〇自動車道上で、最高速度70キロのところを121キロで走行し、自動速度取締り機により速度を記録された。同日警察からの連絡により出頭し、51キロの速度超過を認め検挙された。A教諭は過去に何度か速度超過による違反を繰り返しており、今回の違反により、免許取消処分となり、後日罰金の支払いが裁判所より命じられた。また過去の違反のうち、高速道を走行中に32キロ速度超過により検挙された違反について、当時の管理職に報告していなかったことも判明した。

質問1 この事例で、A教諭のどのような点に問題があったのでしょうか。

質問2 A教諭の行為によって生じる影響は、どのようなことが考えられますか。（A教諭の責任や損失を含む）

質問3 この事例の発生後、A教諭と学校は、どのような対応をしなければならないでしょうか。

質問4 この事例を未然に防ぐため、学校や教職員は、どのようなことに取り組んでいけばよいと思いますか。

IV 不祥事類別 解説

解説：事例9 「交通事故・違反（速度超過等）」

1 事例の問題点

- ・ スピード違反（速度超過）は違法行為であるとの認識が十分でなく、交通規則遵守に関する認識が甘いこと。
- ・ 予定時間にゆとりをもって行動しなかったこと。
- ・ 違反を繰り返していたにもかかわらず、管理職に報告をしていなかったこと。また、違反をしても自らの行動を改めていないこと。

2 問われる責任

(1) 懲戒処分 of 取扱い

『教職員の懲戒処分及び公表の指針』 悪質な交通違反及び重大な交通事故に係る懲戒処分の基準（標準例）」より

違反及び事故の態様		基準
飲酒運転以外の場合		
10	飲酒運転以外で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教職員	免職、停職、減給又は戒告
11	飲酒運転以外で人に傷害を負わせた教職員	免職、停職、減給又は戒告
12	10及び11で事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした教職員	免職又は停職
13	著しい速度違反(50km以上)、無免許運転等の悪質な交通違反をした教職員	免職、停職又は減給
14	13で物の損壊に係る交通事故を起こした教職員	免職又は停職

※ 免職及び停職（飲酒運転を行った場合に限る）の事例にあつては、学校名、氏名、職名、年齢、性別及び処分理由の全てが公表される。

その他、不祥事・懲戒処分の影響の詳細は、第三章を参照ください。

(2) その他、考えられる責任

- 行政上の責任……運転免許取消・停止等
- 刑事上の責任……拘禁刑、罰金等
- 民事上の責任……損害賠償（他への損害を伴う場合）等

3 発生後の対応

【当該教職員】

- ・ 負傷者の救護、救急車の手配、現場保存と二次的被害の防止

- ・ 管理職へ事故第一報
- ・ 警察への届け出、事実確認
- ・ 相手の住所、氏名、生年月日、連絡先等の確認
- ・ 目撃者等の確認
- ・ 負傷者搬送先の病院名、負傷の部位、程度の把握
- ・ 相手方への謝罪、見舞い

【管理職】

- ・ 状況把握及び補足処置の指示
- ・ 管理職等の現場への派遣
- ・ 措置状況の確認と補足措置
- ・ 教育委員会への事故第一報、以降適宜報告。事故報告書の作成、教育委員会へ提出
- ・ 対応窓口の一本化
- ・ 当該教職員への指導。場合によっては相手方の謝罪、見舞い等の随行
- ・ 他の教職員への説明、指導
- ・ 状況により保護者、児童生徒への対応

4 防止のためのチェックポイント

- 学校では、本県は通勤等で自家用車を使用する者が多いことを踏まえ、学校内で交通規範遵守にかかる校内研修等により、教職員への指導や啓発を行っているか。
- 学校では、道路交通法の改正等の交通法規にかかる最新の動向について、教職員で情報共有を適時行っているか。
- 学校は、教職員一人ひとりの運転免許証の有効期限の確認を行うなど、交通違反の未然防止の取組を確実にしているか。
- 教職員は、交通事故や交通違反を起こした場合、警察への通報や緊急車両の要請、管理職への報告など、事故発生後の対応について、正しく理解しているか。

5 関係法令、通知等（概要）

〔速度超過に関して〕

◎「道路交通法」

第22条（最高速度）

…車両は最高速度をこえる速度で進行してはならない

第118条（速度超過の罰則）

…6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金

〔無免許運転に関して〕

◎「道路交通法」

第64条（無免許運転等の禁止）

…運転免許を受けなくて、自動車又は原動機自転車運転してはならない

第 117 条の 2 の 2（無免許運転の罰則）

…3 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金

◎「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」

第 6 条（無免許運転による加重）

…同第 2 条から第 5 条に該当する罪を犯した者が無免許運転であった場合は刑が重くなる

[ひき逃げ事故に関して]

◎「道路交通法」

第 72 条（交通事故の場合の措置）

…交通事故があった時の運転者に義務付けられた措置（運転を停止、負傷者の救護、道路における危険防止、警察官への報告等）について規定

第 117 条（第 72 条の罰則）

…救護義務違反、報告義務違反等に係る罰則を規定

◎「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」

第 2 条及び第 3 条（危険運転致死傷）

…人を負傷させた者は 15 年以下の拘禁刑、人を死亡させた者は 1 年以上の有期拘禁刑等

第 5 条（過失運転致死傷）

…死傷させた者は 7 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金

◎「県立学校教育職員の自家用自動車等公務使用に関する取扱要綱」（一部改正：令和 4 年 4 月 12 日付け島教企第 73 号）（※）

※ 市町村立学校教職員については、各市町村の例規によること。

◎県立学校：「教職員の交通事故、交通違反の取扱い等について」（一部改正：令和 5 年 12 月 15 日付け島教総第 731 号）

◎市町村立学校：「市町村立小・中学校等教職員の交通事故、交通違反の取扱い等について」（一部改正：令和 6 年 4 月 1 日付け島教企第 70 号）

6 類似事例

○ 以下の事例は、過去に全国で発生した事案を参考に作成しています。〈 〉内は、過去に行われた処分例を示していますが、実際には状況等によって異なる場合があります。

※ 研修の際は、下記事例を前述のワークシートの事例と入れ替えるなどして活用ください。研修内容や実態等に応じて、記載にある児童、生徒、学校種、学年、性別などの表記を一部加工して活用いただけます。

（類似事例1：交通事故・違反（速度超過））

A教諭は、学校に無断で、自らが運転する自家用車に生徒7名を乗せ、県外で開催された運動部の強化練習会に参加した。その帰路、県内の自動車専用道路で、走行車線を走行中のトラックを、法定速度の40km以上を超えた速度で追い越そうとした際に運転を誤り、自家用車は右側壁に衝突して横転した。後部座席にいた生徒1名が車外に投げ出され、首の骨を折るなどして死亡したほか、6人が負傷した。運転していたA教諭は、高速道路交通警察隊の調べに対し、「スピードを出し過ぎ、ハンドル操作を誤った」と供述した。また、死亡した生徒はシートベルトを装着していなかったことも判明した。A教諭は自動車運転過失致傷容疑で現行犯逮捕された。

〈例：懲戒免職〉

（類似事例2：交通事故・違反（速度超過））

中学校に勤務するA教諭は、私用で行った岐阜県から島根県に帰る途中、岡山県内の山陽自動車道路を走行していた。片側3車線の中央車線を走行中、連なって走る大型トラックに前後を挟まれ、圧迫感を感じたため、右側の追い越し車線へ車線変更した。短時間で数台のトラックを追い抜こうと急加速し、右側の追い越し車線を走行中、道路脇に設置の構造物から赤いフラッシュ状の光が点灯したのを確認した。後日、岡山県警よりA教諭に出頭要請の通知が届いた。翌日、A教諭は校長に状況を報告した。警察に出頭したA教諭は、警察で違反時の写真を提示され、当時、法定速度100kmのところを時速150kmで走行していたことが確認された。

A教諭は、違反により自動車免許停止90日間、罰金8万円の略式命令を受ける。

〈例：減給〉

（類似事例3：交通事故・違反（速度超過））

小学校勤務のA教諭は、数日間学校行事が続いたため、授業の準備時間が十分に取れなかった。当日は、少しでも早く学校に着いて授業の準備をしたかったので、朝早く自宅を出発し学校へ向かった焦る気持ちで県道（法定速度60km）を走行しているときに、ゆっくり走る車が右折した後、急いで到着したいという気持ちから、急加速し走行した。その際、警察の交通取り締まりで速度30km以上のスピード違反で検挙された。

〈例：減給〉

（類似事例4：交通事故・違反（無免許運転））

特別支援学校に勤務するA教諭は、6年前の5月に速度超過により、運転免許の取り消し処分を受けたが、その際、学校に報告することなく、その後6年間、通勤や出張、私用での無免許運転を繰り返した。その間、勤務校では、毎年、運転免許の有効期限を確認していたが、A教諭は、運転免許は有効であると虚偽の内容を伝えていた。

今年9月に、A教諭は運転中にスマートフォンを使用したことから、道路交通法違反で摘発され、10月には運転中に自転車に接触して転倒させ、乗っていた人に軽傷を負わせる事故を起こした。事故翌日、警察から学校に連絡があり発覚した。A教諭は、県教育委員会の調べに対して、「運転ができないと学校に迷惑をかけると思い、報告できなかった」と話した。

〈例：懲戒免職〉

（類似事例5：交通事故・違反（ひき逃げ事故））

高等学校に勤めるA教頭は、自家用車で帰宅途中に横断歩道を歩いて渡っていた50代の男性をはねたが、救護措置等を取らずに、そのまま自宅方面に逃げた。男性は、救急車で運ばれ、全治3か月となる大けがを負った。A教頭は、逃走後、現場へ戻ったが、すでに現場は被害者への措置や捜査等が終了していた。その後、A教頭は校長に報告し、警察に出頭した。A教頭は、自動車運転処罰法違反（過失傷害）と道路交通法（ひき逃げ）の罪で在宅起訴された。A教頭は、教育委員会の調査に対して、「動揺して警察に通報せずに車を走らせた。信頼を失う行為で、本当に申し訳ない」と話した。

〈例：懲戒免職〉